

笠松小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、笠松小学校PTAと称し、事務所を笠松小学校（以下本校という）に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、次の目的をもって活動する。

- (1) 家庭と学校における教育の重要性について理解を深め、互いに連携して教育環境の整備を推進する。
- (2) 児童の心と体の健全な成長を図るため、地域社会と協力し、安全安心な地域づくりに努める。
- (3) 深刻ないじめ、不登校、児童虐待問題等の根絶を目指し、会員と協力して人権・生命の尊さを強く訴えていく。
- (4) 会員相互のつながりを深め、文化的な活動・事業を拡大、充実して教養の向上に努める。

(方針)

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的な団体であり、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、自主独立した会であり、他のいかなる団体や機関の支配や干渉を受けない。
- (2) 本会あるいは本会役員の名において、特定の政党、宗教及び営利団体に関する活動を行わない。
- (3) 他の機関等と協力して、児童の健全な育成のために活動する。
- (4) 学校教育及び教職員の人事については、干渉しない。

第2章 会 員

(会員)

第 4 条 本会は、本校に在籍する児童の保護者及び教職員をもって会員とする。



第3章 役 員

(役員の数及び職務)

第 5 条 本会の役員及び職務内容は、次表のとおりとする。

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

役 職	人 数	内 訳	職務内容
会 長	1名	保護者	会務の総括、総会・運営委員会の招集
副 会 長	若干名	保護者	会長等の補佐
書 記	1名	保護者	記録、庶務
会 計	1名	保護者	会計事務
会計監査員	2名	保護者	会計監査

(役員を選出)

- 第 6 条 役員は、指名委員会の指名推薦の方法により選出する。
- 2 指名委員会は、会長、副会長、書記、会計及び教職員代表 1 名をもって構成する。
 - 3 指名委員会は、9 月の運営委員会において設置し、次年度の役員候補者を指名し、本人の同意を得て、2 月の運営委員会に報告する。
 - 4 会長は、被指名人をもって当選としかどうかを臨時総会に諮り、決定する。
 - 5 役員は、次年度の役員が 4 月に就任するまでは、その任に当たる。
 - 6 新会長は、総会において、新役員の紹介を行う。

(顧問)

- 第 7 条 本会には、顧問を置くことができる。顧問は会長経験者等の中から、運営委員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 2 顧問は、本会の運営をサポートする。
 - 3 任期は、1 年とする。

第 4 章 総 会

(総会の招集)

- 第 8 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は年度当初に、臨時総会は必要がある時はいつでも運営委員会の議決を経て、会長が招集する。

(総会の議事)

- 第 9 条 総会は、総会員の過半数の出席により成立し、その議決権の過半数で決するものとする。可否同数のときは、議長が決する。
- 2 会員は、委任状又は書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
 - 3 会則の制定、変更及び廃止には、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

(総会の議決事項)

- 第 10 条 総会においては、次の事項を議決する。
- (1) 役員、専門委員長及び副委員長の承認
 - (2) 会則、規定の制定、変更及び廃止
 - (3) 前年度の事業報告及び決算報告の承認
 - (4) 本年度の事業計画及び予算計画の承認
 - (5) 運営委員会において必要と認めた事項



第 5 章 運営委員会

(運営委員会の招集)

- 第 11 条 運営委員会は会長が招集し、教職員を除く委員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 2 運営委員会の構成員は、次の者とする。
 - (1) 学校長
 - (2) 教頭
 - (3) 本会役員
 - (4) 専門委員長

(運営委員会の議決事項)

- 第 12 条 運営委員会は、次の事項を議決する。
- (1) 各専門委員会において立案された事項

- (2) 総会に関する事項
- (3) クラブの設立及び廃止に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する事項

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第13条 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 父親委員会
- (2) 母親委員会
- (3) 会報委員会
- (4) 地域委員会
- (5) 学年委員会



(正副専門委員の選出)

第14条 専門委員会の副委員長は、委員長の推薦により指名委員会において選出する。

- 2 副委員長は、次年度の委員長に就任する。

(専門委員の選出)

第15条 父親委員、母親委員、学年委員は、各学年から1名選出する。会報委員は、各学年から2名選出する。ただし、正副委員長は除く。

学級数、児童数の変動にともない運営委員会でやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

- 2 地域委員は、運営委員会で定める地区ごとに2名選出する。
- 3 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員会の職務)

第16条 各専門委員会の職務は次のとおりとする。

- (1) 父親委員会及び母親委員会は、研修会、教養講座等を通じて、会員の教育知識の啓発に努める。
 - (2) 会報委員会は、会報の編集、発行等による情報伝達や意見交換に努める。
 - (3) 地域委員会は、各単位子ども会の活動を支援するとともに、関係団体及び保護者との連絡調整を行う。また、児童の健全育成のための事業を実施するよう努める。
 - (4) 学年委員会は、学級担任と連携を図り、保護者の交流を促進するとともに、児童の生活指導及び問題の解決に努める。
- 2 各委員会の事業計画は、運営委員会の承認を得なければならない。

第7章 会 計

(会計)

第17条 本会の経費は、会費及びその他の収入で支弁する。

- 2 会費は、一戸当たり月額300円（各種の分担金を含む）とする。
- 3 納期は、次表のとおり1年を3期に分ける。
- 4 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

納 期	期 間	納入月
1期	4月1日～ 7月31日	5月
2期	8月1日～11月30日	9月
3期	12月1日～ 3月31日	1月

第8章 クラブ

(クラブ)

- 第18条 本会の目的を達成するため、会員の同好の者をもってクラブを組織することができる。クラブは、会員相互の親睦と連帯感を培う場とする。
- 2 クラブの新設及び廃止には、運営委員会の承認を必要とする。
 - 3 その運営については、本会役員が相談助言に当たるものとする。



附 則

- 1 本会則は昭和29年4月1日より施行する。
- 2 昭和34年 3月20日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
運営委員会の構成及び専門委員会の構成の件
- 3 昭和35年 3月 1日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
専門委員会に施設委員会付加の件
- 4 昭和38年 3月10日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
副会長3名の件 会費増額の件
- 5 昭和42年 5月12日 改正事項は、同日より施行する。
全面改定
- 6 昭和44年 5月 7日 改正事項は、同日より施行する。
第22条の1を部分修正する
- 7 昭和46年 5月10日 改正事項は、同日より施行する。
専門委員会に交通安全指導委員会を付加の件
- 8 昭和48年 5月 9日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
会費増額の件
- 9 昭和49年 4月26日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
会費納入の件
- 10 昭和51年 2月26日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
クラブ、学級委員(5~6名)の件
- 11 昭和54年 2月26日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
会費値上げの件(第8条:150円)
組織改廃の件(第10・21条)
2月総会の位置付けの件(第15条)
- 12 昭和55年 4月 7日 改正事項は、同日より施行する。
指名委員会の構成の件
- 13 昭和56年 2月24日 改正事項は、同日より施行する。

第21条の改正

- 14 昭和59年 2月24日 改正事項は、同日より施行する。
第10条の改正
- 15 昭和60年 2月20日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
第21条の改正
- 16 昭和63年 2月15日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
第21条の改正（各学級より2名を、それぞれの委員会に選出する件）
- 17 平成元年 2月22日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
第8条の改正（各種分担金は別途徴収する件）
- 18 平成4年 2月19日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
第21条の改正（母親委員会設置の件）
- 19 平成7年 2月23日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
第8条の改正
- 20 平成10年 2月23日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
各種分担金を含んだPTA会費の件（第8条）
総会の成立の件（第16条）
運営委員会の構成の件（第18条）
- 21 平成17年 5月17日 改正事項は、同日より施行する。
第6条4、第1条 第6条の4改正
笠松小学校PTA慶弔慰規定の教職員が転退職した場合削除の件
笠松小学校PTA慶弔慰内規の金1,000円に勤続年数（年未満切り上げ）を乗じた額を
基準とする。を削除の件
- 22 平成19年 2月16日 改正事項は、同日より施行する。
役員任期の改正の件（第13条）
- 23 平成19年 5月17日 改正事項は、同年4月1日より施行する。
第15条、第18条の改正
総会の回数及び学年長削除の件
第8条の改正事項は次年4月1日より施行する。
会費増額の件
- 24 平成19年12月14日 改正事項は、同日より施行する。
次年度役員承認の件（第14条）
- 25 平成21年 5月13日 改正事項は、同日より施行する。
全面改定
- 26 平成22年 2月18日 改正事項は、同日より施行する。
子ども会育成協議会と校外生活委員会の運営統合に伴い、改正を実施
- 27 平成23年 2月23日 改正事項は、平成23年度本会及び専門委員会役員の選出から摘要する。
- 28 平成25年 3月12日 改正事項は、同日より施行する。
総会開催時期の件（第6条6及び第8条2）
- 29 平成26年 11月15日 改正事項は、同日より施行する。
専門委員の選出（第15条）
- 30 令和2年 2月6日 改正事項は、同日より施行する。
専門委員の選出（第15条）

笠松小学校PTA慶弔慰規定

- 第1条 本規定は、笠松小学校PTA会費慶弔慰規定と称する。
- 第2条 本規定は、笠松小学校PTA会員並びに児童に適用する。
- 第3条 本規定のPTA会員は、保護者及び教職員をいう。
- 第4条 本規定に定めるところの経費は、PTA会計をもってこれにあてる。
- 第5条 慶弔慰に関する事務は、会計がこれを掌握する。
- 第6条 慶弔慰の対象となるものは、次の場合を言う。
1. 会員又は児童が死亡した場合
 2. 会員又は児童の住宅が災害を受けた場合（天災の場合を除く）
 3. 教職員が結婚した場合
 4. その他、慶弔慰の意を表す必要のある場合
- 第7条 前各号の規定に基づく細則は、内規をもってこれを定める。
- 第8条 本規定により慶弔慰の意を受けた場合は、金品をもって返礼しない。

附 則

- 1 平成20年5月15日 改正事項は、同日より施行する。
第2条 「父母、父母のいない場合は、それに代わる」を削除

笠松小学校PTA慶弔慰内規

- 第1条 第6条の1の場合 香典10,000円也を贈る。
- 第6条の2の場合 金10,000円也を見舞する。
- 第6条の3の場合 金5,000円也の祝儀を贈る。
- 第6条の4の場合 本会役員会において、その都度協議決定する。
- 前条いずれの場合も、本会役員代表並びに当該学級委員代表が慶弔慰の意を表す。